

佐賀市  
消防課

諮詢書

佐市消防第 159号  
平成25年 9月17日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行

平成25年7月31日付け佐市消防第110号の諮詢につきまして、下記のとおり  
諮詢内容を変更し、貴審査会の意見を求めます。

記

1 賒問内容の変更点

佐賀市防災総合システムで設置する防災用監視カメラのうち、固定型カメラで撮影する画像データについては、風水害時における市民等への注意喚起を目的とし、つぎの(1)から(5)のとおり、佐賀市防災情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公開する。

- (1) 固定型カメラで撮影する画像データのホームページへの公開は、「災害対応期」と「通常期」に分けた運用を行う。
- (2) 「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発令された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。
- (3) 「通常期」には、固定型カメラのうち、河川監視カメラ（個人が撮影されるカメラを除く。）で撮影する画像データのみをホームページで公開する。
- (4) 「災害対応期」には、全ての固定型カメラで撮影する画像データをホームページで公開する。
- (5) 公開する画像データに個人宅が含まれるときは、当該個人宅部分をマスキング処理した上で公開する。

2 添付資料

- (1) 平成25年7月31日付け佐市消防第110号の諮詢書に添付していた資料のうち、本諮詢に伴い内容に変更が生じる①及び②の資料。
  - ① 別紙2「防災用監視カメラシステムの概要」…**資料1**のとおり
  - ② 「防災用監視カメラ運用基準」…**資料2**のとおり
- (2) 「画像データの佐賀市防災情報ホームページへの公開について」（新規資料）  
**資料3**のとおり

## 防災用監視カメラシステムの概要

## 1 防災用監視カメラの一覧

NO	場 所	区分	非公開 旋回カメラ	公開 固定カメラ	目的	機械操作	備 考
<b>河川砂防課</b>							
1	大蔵公園北ポンプ・大溝川(藤木橋)	河川	○	○	●		市街地・駅前周辺の重要排水路、2台設置
2	大島排水ポンプ	河川	○				
3	兵庫南地区 下村樋門	河川	○				
4	了闇堰	河川	○				
5	大井手樋門	河川	○				
6	厘外仮設ポンプ	河川	○				
7	平松厘外雨水幹線	河川	○				
8	大財転倒堰	河川	○				
9	二次転倒堰	河川	○				
10	十間堀川(勧興公民館前)	河川	○				
11	お濠(西の御門橋)	河川	○				
12	上碇川(県道松尾・佐賀停車場線の橋梁)	河川	○	○			
13	城東川(県道薬師丸・佐賀停車場線の橋梁)	河川	○	○			
	<b>黒川 尼寺雨水幹線合流地点は河川整備後に設置</b>						
		13					
<b>道路管理課</b>							
1	高木瀬 たみ旅館前交差点	道路	○		●		
2	大溝公園西(商業高校北)	道路	○		●		
3	駅北交差点(バスセンター北)	道路	○		●		
4	とんぼ橋高架下(東環状線)	道路	○		●		
5	JR大財北アンダー	道路	○		●		
6	平松老人センター前	道路	○		●		
		6					
<b>農村環境課</b>							
1	上飯盛制水門	河川	○		●		
		1					
<b>北部建設事務所</b>							
1	尼寺雨水幹線 尼寺調整池	河川	○		●		
2	富士町下熊川(大和町との境界付近)	河川	○		●		
3	富士町小副川(国道323号雄渕トンネル入口付近)	道路	○		●		
4	西小川都市下水路(久池井天満宮周辺)	河川	○		●		
5	市の江川副幹線水路(駄市川原橋)	河川	○		●		
6	国営用排水右岸幹線(上戸田天満宮周辺)	河川	○		●		
7	黒川(福島橋)	河川	○		●		
8	三瀬村 詰瀬付近(県道富士三瀬線と市道詰瀬岸高線交差点付近)	河川	○		●		
9	三瀬村広瀬付近(県道中原三瀬線沿線)	河川	○		●		
		9					
<b>南部建設事務所</b>							
1	八田江漁港・八田江防潮水門	河川	○		●		
2	大中島 丸野樋管	河川	○		●		
3	東与賀 八田江(立野樋管)	河川	○		●		
4	諸富 新川(野町南樋管)	河川	○		●		
5	諸富 大五川(荷捌き場)	河川	○		●		
6	久保田 福富排水機場	河川	○		●		
7	東与賀(東与賀排水機場)	河川	○		●		
		7					
<b>消防防災課</b>							
1	巨勢川(上流部)	河川	○		●		
2	多布施川	河川	○		●		
3	城原川(下流部)	河川	○		●		
4	佐賀江川(中～下流部)	河川	○		●		
		4					
全40箇所(内訳: 河川33箇所(樋門操作5箇所)、道路7箇所)							

\* 監視カメラは、防災本部からリモート操作を行う。

## 2 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼動し画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、30日間保存する。
- ・保存期間を経過した撮影データは、新しい撮影データを上書き保存することで、完全に消去する。

## 3 モニター及び記録装置

- ・モニターは、防災室(佐賀市役所本庁舎2階)に設置する。
- ・記録装置は、専用ハードディスクを使用し、防災室に設置する。

#### 4 掲示

監視カメラを設置する箇所に、「防災カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。(別添写真のとおり)

#### 5 鍵の管理

- ・防災総合システム操作関係機器を設置している防災室の鍵は、消防防災課及び河川砂防課のキーボックスに保管する。
- ・鍵の使用は、消防防災課職員及び河川砂防課職員のみとする。

#### 6 防災用監視カメラの運用

「防災用監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び取扱者を設置する。

#### 7 画像データのホームページ公開

- ・固定型カメラで撮影する画像データのホームページへの公開は、「災害対応期」と「通常期」に分けて運用を行う。
- ・「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発令された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。
- ・「通常期」には、固定型カメラのうち、河川監視カメラ（個人が撮影されカメラを除く。）での撮影する画像データのみをホームページで公開する。
- ・「災害対応期」には、全ての固定型カメラで撮影する画像データをホームページで公開する。
- ・公開する画像データに個人宅が含まれるときは、当該個人宅部分をマスキング処理した上で公開する。

#### 8 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「防災用監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 防災用監視カメラ運用基準

## (目的)

第1条 この運用基準は、災害発生時（主に内水氾濫）において、市民に正確な情報を迅速に提供することを目的に、河川水位の状況及び道路冠水の状況を把握するための防災用監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

## (監視カメラの種類及び設置)

第2条 監視カメラは、次の2種類とする。

(1) 固定型カメラ 風水害時に重要となる河川及び道路冠水のおそれがある箇所等を監視するものとして設置する。

(2) 旋回型カメラ 主に風水害時に重要となる堰、樋門及び水門の遠隔操作の確認等を行うものとして設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

## (画像データのホームページ公開)

第3条 風水害時における市民等への注意喚起のため、つぎの各号のとおり、固定型カメラで撮影した画像データを、佐賀市防災情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公開する。

(1) 固定型カメラで撮影する画像データのホームページへの公開は、「災害対応期」と「通常期」に分けて運用を行う。

(2) 「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発令された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。

(3) 「通常期」には、固定型カメラのうち、河川監視カメラ（個人が撮影されカメラを除く。）での撮影する画像データのみをホームページで公開する。

(4) 「災害対応期」には、全ての固定型カメラで撮影する画像データをホームページで公開する。

(5) 公開する画像データに個人宅が含まれるときは、当該個人宅部分をマスキング処理した上で公開する。

## (監視カメラの操作)

第4条 旋回型カメラの操作については、防災上及び樋門等の遠隔操作上必要とする範囲で行うものとする。

(監視カメラ管理者及び取扱者)

第5条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び取扱者を置く。

- 2 管理者は、消防防災課長とする。
- 3 取扱者は、佐賀市で発生した災害への対応業務に従事する者とする。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(画像データの取り扱い)

第6条 画像データは、原則として1日24時間、記録装置内のハードディスクドライブ（以下「HDD」という。）に記録する。

- 2 画像データの確認を必要とする事故等が発生したときは、HDD内の画像データを専用の記録媒体に保存し、管理者の指定するパソコンで解析する。
- 3 前項の解析の結果、管理者が保存不要と判断した画像データについては、速やかに専用の記録媒体から完全消去する。
- 4 前3項において画像データの保存及び解析の操作を行うパソコンは、管理者が指定するパソコンとし、その操作は管理者又は取扱者が行う。
- 5 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供時の制限)

第7条 画像データは、法令又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者又は取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は、平成25年5月22日から実施する。

## 画像データの佐賀市防災情報ホームページへの公開について

カメラの種類	河川監視用カメラ		道路監視用カメラ
	固定型カメラ	旋回型カメラ	固定型カメラ
設置目的	・監視 ・災害時における市民への注意喚起	・監視 ・樋門操作	・監視 ・災害時における市民への注意喚起
ホームページへの公開	*通常期 公開（個人が撮影されるものを除く） 非公開	*災害対応期 公開	非公開 公開

※「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発令された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。